

別紙 1

認知症本人大使「埼玉県オレンジ大使」設置要綱

(趣旨)

第1 県民の認知症に関する理解をより深めていただくためには、認知症の本人からの発信の機会を増やすことが重要である。このため、「認知症施策推進大綱」(令和元年6月関係閣僚会議決定)及び「埼玉県認知症施策推進計画」(令和3年3月埼玉県策定)における主要施策であり、KPI、数値目標である認知症本人大使の「埼玉県オレンジ大使」を設置する。

(任命)

第2 オレンジ大使は、認知症になっても地域で自分らしく暮らしている人で、認知症の普及啓発活動に意欲のある人とする。

2 オレンジ大使は、県が別に定める方針及び基準により任命する。

3 オレンジ大使は、任期を2年とし、任期途中の退任及び任期満了後の再任は妨げない。

4 オレンジ大使は、毎年度推薦を募り任命する。

(活動内容)

第3 オレンジ大使は、本人の希望や体調により無理のない範囲で以下の活動を行う。

(1) 県が行う認知症の普及啓発活動への参加・協力

県が開催するイベント等での講演のほか、県が発行する広報誌等への寄稿、その他の認知症に関する普及啓発活動を行っていただく。

(2) 認知症サポーター養成講座の講師であるキャラバン・メイトへの協力
キャラバン・メイトが講師を務める当該講座において、自らの体験や希望、必要としていること等を自らの言葉で語っていただく。

(3) 埼玉県の認知症施策に対する提案

(4) その他知事が必要と認めた活動

(事務)

第4 オレンジ大使に関して必要な事務は、埼玉県福祉部地域包括ケア課で行う。

(その他)

第5 この要綱に定めるもののほか、オレンジ大使に関して必要な事項については、別に定める。

附則

この要綱は、令和3年5月25日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年8月30日から施行する。